

鶴岡工業高等専門学校における自己点検・評価に関する実施基本方針

自己点検・評価委員会

制 定 平成31年4月24日

最終改正 令和7年1月8日

1 趣旨・目的

本校は、教育理念「理魂工才」「自学自習」のもとに、教育目標として

- 1) 豊かな人間性と広い視野を持ち、社会人としての倫理を身につける
- 2) あらゆる学習を通じて思考力を鍛え、創造力に富んだ技術者になる
- 3) 専門分野の基礎を良く理解し、実際の問題に応用できる能力を培う
- 4) 意思伝達及び相互理解のため、十分なコミュニケーション力を養う

を掲げ、優秀な技術者を卒業生として送り出すとともに、山形県庄内地区唯一の工科系高等教育機関として、地域社会への貢献に努めている。

これを確実に実施しつつ本校の発展・向上を図るためには、教育、研究、社会連携や管理運営の継続的な点検評価及び改善が不可欠である。

本基本方針は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価並びに独立行政法人国立高等専門学校機構中期計画等の策定及び評価に関する規則第7条第1項に規定する事業年度毎の評価（以下「自己点検・評価」という。）に対応するため、「鶴岡工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程」（以下「規程」という。）第2条に基づき、内部質保証のために本校が実施する自己点検・評価の指針を示すものである。

2 実施体制

規程第3条に定める自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を中心に関係組織の協力を得て、本校における自己点検・評価を実施する。

3 実施方法

(1) 以下の項目に関して実施計画などを策定し、自己点検・評価を行う。

イ) 学校教育法第109条第1項に基づき本校が定めた点検項目

ロ) 独立行政法人国立高等専門学校機構中期計画及び年度計画に基づく実施項目

(2) (1)のイ) の点検項目については、以下の8つの基準について行うものとし、それらの具体的な項目は「鶴岡高専自己点検・評価表」に定める。

1. 教育の内部質保証システム（三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー））に関する項目、及び校内PDCAサイクルに関する項目を含む）

2. 教育組織及び教員・教育支援者等

3. 学習環境及び学生支援等

4. 財務基盤及び管理運営

5. 準学士課程の教育課程・教育方法

- 6. 準学士課程の学生の受入れ
- 7. 準学士課程の学習・教育の成果
- 8. 専攻科課程の教育活動の状況

(3) 「鶴岡高専自己点検・評価表」に基づき、以下の評価の基準により、その実施状況を確認して点検・評価を行う。

- 5：期待を上回って実施している
- 4：十分に実施している
- 3：実施している
- 2：十分には実施していない
- 1：実施していない

(4) 自己点検・評価委員会は、高専機関別認証評価受審サイクル期間内において2回以上実施する運営協議会の開催時において自己点検・評価を実施し、年度末に結果に関する報告書を取りまとめ、本校公式 Web サイトにて公表する。

(5) 校長は、自己点検・評価委員会が行った自己点検・評価等の結果について、必要に応じ、外部評価を実施するものとする。外部評価については、鶴岡工業高等専門学校運営協議会を設置して評価を行う（※高専機関別認証評価受審サイクル期間内において開催する運営協議会にて2回以上評価を実施する）。

(6) 校長は、自己点検・評価委員会が行った自己点検・評価等の結果及び外部評価に基づき、改善が必要と認められるものについては、自らその改善に努めるものとし、必要がある場合は関係する組織等にその改善策の検討を指示する。

4 点検及び評価に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この基本方針は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和元年10月30日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和7年1月8日から施行する。